

鹿児島県における緊急時モニタリング体制

- 川内原子力発電所のUPZ内に緊急時モニタリング地点を48地点(甕島及びPAZを除く薩摩川内市及び周辺8市町に45地点、甕島に2地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 川内原子力発電所敷地境界6地点(原子力事業者)及びPAZ内16地点(鹿児島県)、合わせて22地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が電力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。

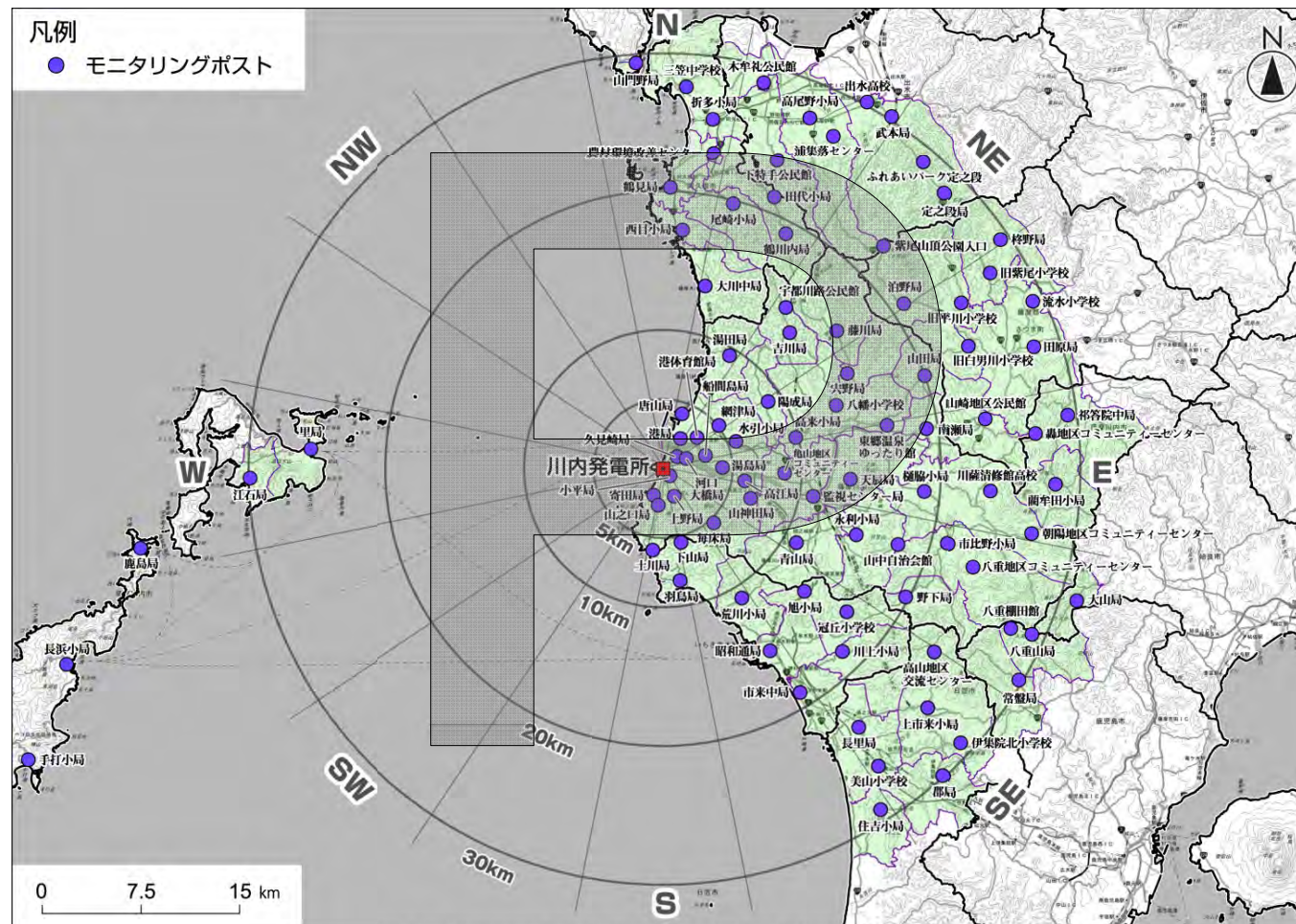


図 鹿児島県における既設固定観測局の設置場所

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(66局)で、川内原子力発電所周辺の放射線量等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)、GPS追従型線量率測定装置(30台)を配備
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他のモニタリング用車両4台を配備



モニタリングポスト【42局】
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト【25局】
(ソーラ発電装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備, 携帯電話通信機能付)



GPS追従型線量率測定装置【30台】

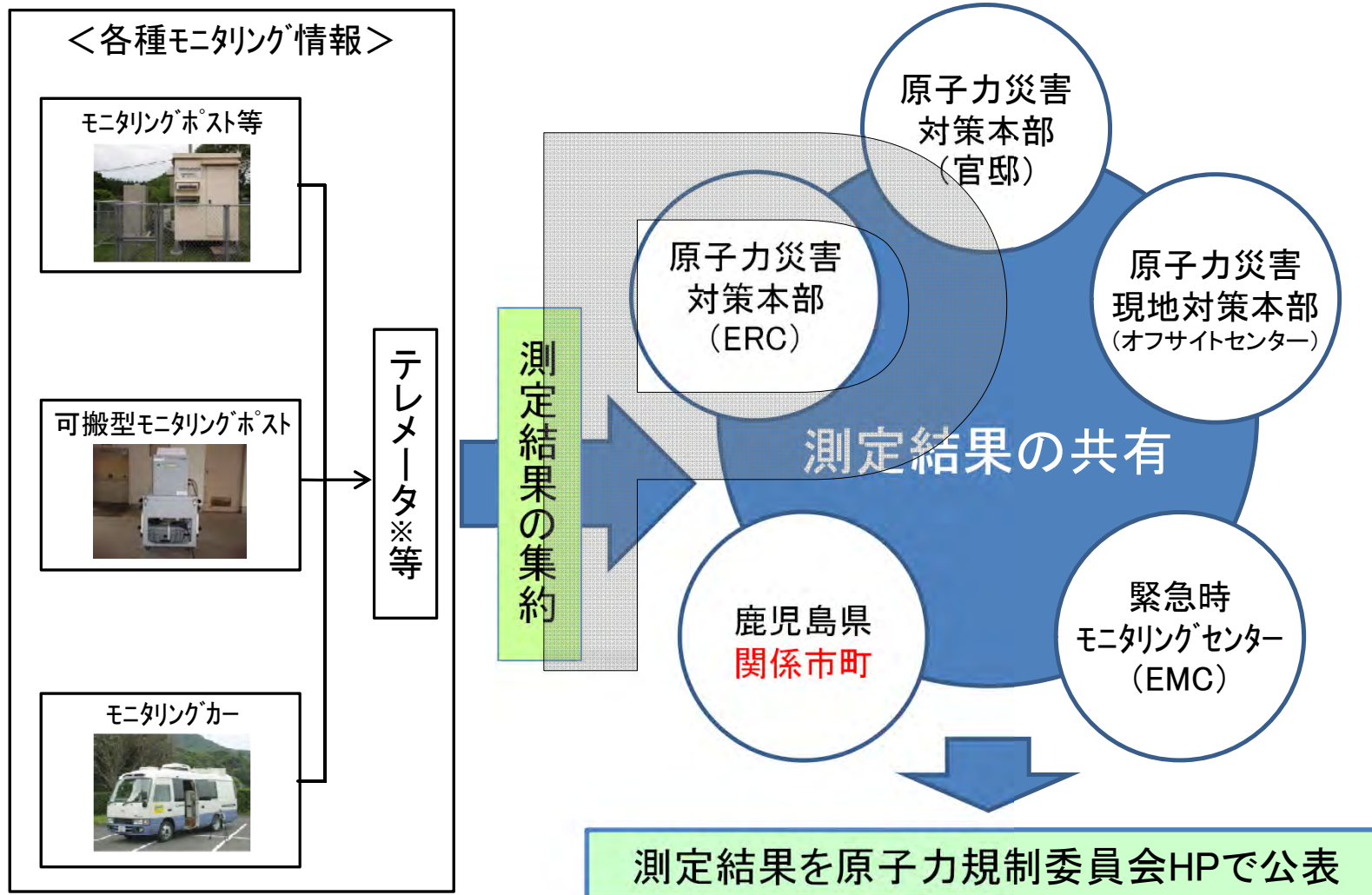


モニタリングカー【1台】



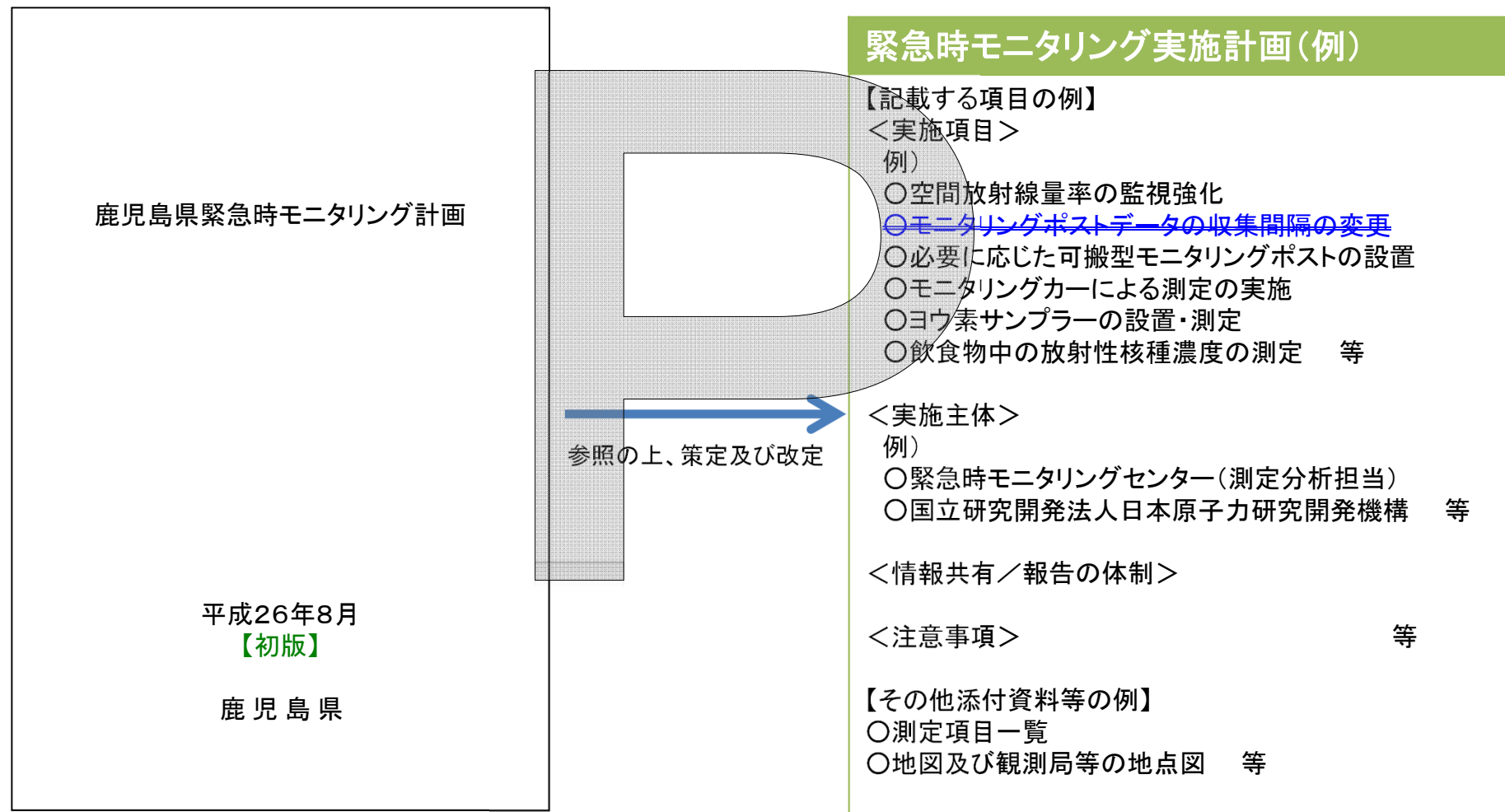
可搬型ダストヨウ素サンプラー【13台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

- 鹿児島県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に、川内地域ではこれら全ての一時移転等の実施単位毎にモニタリングポスト等(47局)が設置され、既設モニタリングポスト等の値に基づき、一時移転等を実施する範囲と関連付けられている。
- 鹿児島県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等が配備されている。

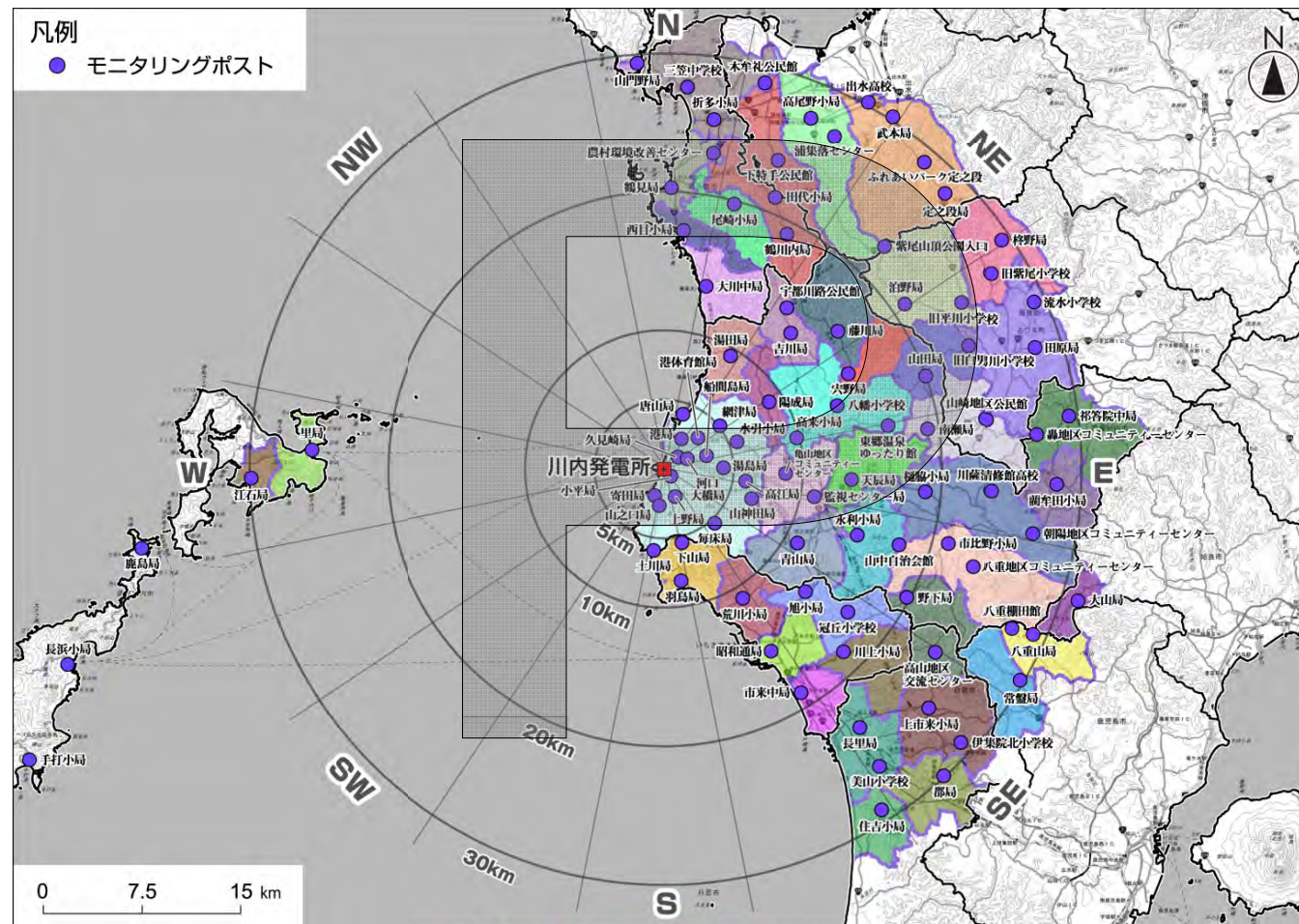


図 川内地域のモニタリングポスト等地点及び一時移転等の実施単位

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
 - 上述の情報の更新の方法
 - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の要員及び保有資機材数
（鹿児島県及び九州電力を除く。）

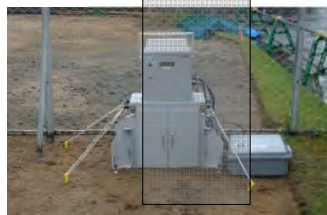
	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	15	40	9
道府県	885	208	26
電力事業者	598	39	32
関係指定 公共機関	111	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。

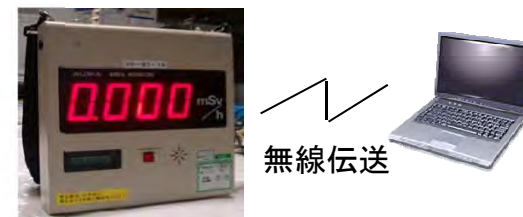
- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション(2局)及びモニタリングポスト(3局)で、発電所敷地境界付近の放射線量等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタ(8台)を設置して、原子炉格納施設を囲む近傍8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及び可搬型測定機材を搭載したその他モニタリング用車両(1台)を配備
- 可搬型測定機材
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングステーション
と非常用発電機【2局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



可搬型測定機材を搭載した車両【1台】



モニタリング用車両に搭載する可搬型測定機材の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)